

すべての女性が輝く社会づくり本部決定（令和元年6月18日）

- ◆ DVをはじめとする多様な困難に直面することにより、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援等について、ニーズに沿った支援を行う民間シェルターや相談センター等との連携とともに、支援策の充実などを政府一体となって推進
- ◆ 多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議を開催

年末目途に政策パッケージを取りまとめる。

(参考)

多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議

- ◆ 議長：内閣官房副長官補
- ◆ 議長代理：内閣府審議官
- ◆ 構成員：局長級（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

構成

I 背景・基本認識

1. 女性が直面する多様な困難
2. 支援の現状
3. 課題

II 政策の方向性

- 困難に直面する女性のための官民の各種支援体制の整備・拡充
〔 DV被害者等支援のための官民（民間シェルター等）が連携した新たなパイロット事業
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営補助 等 〕
- 包括的な相談窓口の整備
- 支援体制の見える化、利便性の向上
- 各種施策・体制間の連携
- 継続的な政策効果の把握と更なる改善

III 具体的施策

「II.政策の方向性」を踏まえた施策